# 戸籍関係チェックリスト（遺留分侵害額請求用）

遺留分侵害額請求にあたり、法定相続人であることを証明するために必要な戸籍類のチェックリストです。

□ 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本（連続してすべて）

□ 申立人（請求者）の現在の戸籍謄本

□ 他の法定相続人の戸籍（確認用、必要に応じて）

□ 被相続人の除籍謄本（死亡の事実を確認できるもの）

□ 改製原戸籍（旧姓や婚姻履歴などが確認できる場合）

□ 戸籍附票（住所履歴確認用、必要に応じて）

□ その他、相続関係を証明する必要書類（認知、養子縁組などがある場合）

※上記はすべてコピーではなく『原本』または『原本証明付き写し』での提出が必要な場合があります。

※不備があると遺留分請求が受理されない恐れがあるため、家庭裁判所または専門家に事前確認をおすすめします。